

# AXISnews

**改正著作権法が成立、違法DLの対象拡大**

**査証制度、10月1日施行**

**特許庁が特許権を取得**

**知的財産推進計画2020が決定**

**〔コラム〕新橋界隈の絶品グルメ情報 (Vol.2)**

CONTENTS

- 01 ▶ 改正著作権法が成立、2021年1月1日施行
- 02 ▶ 査証制度、10月1日施行
- 03 ▶ 令和元年意匠法改正の特設サイトを作成 (特許庁)
- 04 ▶ 特許庁がAI用いた文献検索システムで特許権を取得
- 05 ▶ 知的財産推進計画2020を決定 (知的財産戦略本部)
- 06 ▶ スタートアップの約15%が知財で不利な扱い (公正取引委員会)



Intellectual property to reinforce  
your businesses  
AXIS supports global business  
around intellectual property

24

# 01 改正著作権法が成立 違法 DL の対象拡大

■2021年1月1日施行■

インターネット上の「海賊版サイト」の対策を強化するための著作権法の改正案が成立した。2021年1月1日に施行される。

改正著作権法では、違法なダウンロード（DL）の対象範囲を音楽や映像だけでなく、漫画や書籍、論文など、すべての著作物に拡大した。著作権者に許可なく違法に公開されたものと知りながら漫画や写真、論文などの著作物をダウンロードすると、私的な目的であっても違法となる。

一方、利用者の萎縮を避けるため、規制対象の除外を設けている。例えば、スマートフォンのスクリーンショットやライブ配信などの映像などに映り込んだ著作物は対象外としたほか、二次創作物やパ

ロディー作品も対象から除外した。

また、文化庁は「軽微な場合」も規制対象から除外するとし、具体的な線引きを指針でまとめている。それによると、論文や記事は半分程

度を引用した場合に違法とし、漫画では数十ページの1コマは軽微と判断されるが、1話の半分程度や4コマ漫画の1コマのダウンロードは規制対象としている。

## ●改正著作権法的主要ポイント●

- ◇漫画、書籍、論文など全著作物を対象に無断で掲載されたと知りながらダウンロードする行為を違法化
- ◇二次創作物やパロディー作品、無断掲載の画像がスマートフォンのスクリーンショットに写り込んだ場合は対象外

### ※規制の対象

漫画の1話の半分程度、4コマ漫画の1コマ、論文や記事の半分程度

### ※軽微なものとして除外

漫画では数十ページの1コマ、長文の論文や新聞記事の1行～数行、数百ページの小説の1ページ～数ページ

# 02 査証制度、10月1日施行 特許訴訟における証拠収集

■令和元年改正特許法■

令和元年改正特許法は2020年4月1日に施行されたが、施行が未定だった「査証制度」の創設が10月1日施行と決定した。

査証制度は、裁判所が選定した中立な立場の専門家が、被疑侵害者のオフィスや工場等に立ち入り、特許権侵害の立証に必要な調査を行い、裁判所に報告書（査証報告書）を提出する制度。

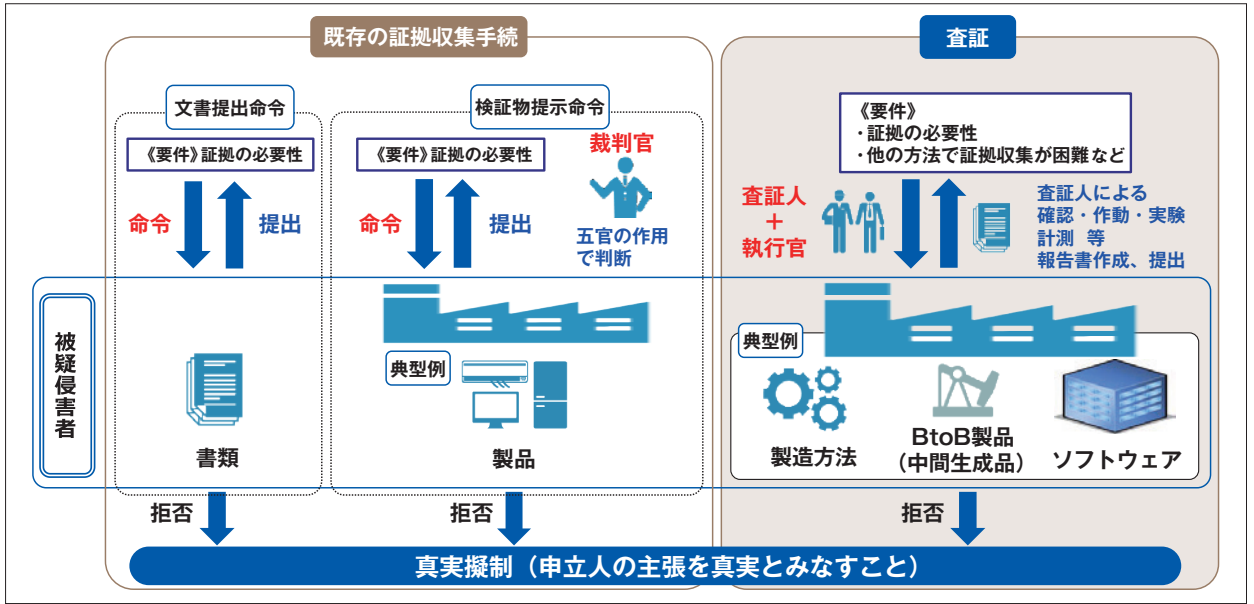
査証による証拠収集は、製品を

分解しても分からないような製造方法やプログラム、市場に出回っていないようなBtoB製品、さらには持ち出すことが困難な大掛かりな工場設備などの場合、従来、権利者が入手できなかった証拠が入手しやすくなり、侵害の立証がしやすくなると考えられる。

査証の要件は厳格に設定されており、「侵害行為の立証に必要（必要性）」「特許権侵害の可能性が高

い（蓋然性）」「他の手段では証拠が十分に集まらない（補充性）」「相手方の負担が過度にならないこと（相当性）」などが明文化されている。

また、秘密保護の仕組みも含まれ、立ち入りを受ける側からの専門家選定に対する異議申し立て、報告書中の秘密情報の黒塗り、専門家の秘密漏えいに対する刑事罰などが規定されている。



出典：令和元年度特許法等改正説明会テキスト（特許庁）

# 03 令和元年意匠法改正の特設サイトを作成

## ■特許庁■

特許庁は、令和元年意匠法改正の特設サイトを作成し、意匠法改正に関する最新情報を紹介している。

意匠法は大幅に改正され、保護対象の拡充、関連意匠制度の見直し、意匠権の存続期間の変更などが行われた。意匠法改正は令和元年特許法等の一部を改正する法律として公布され、ほとんどの規定は本年4月1日から既に施行されている。

今回の法改正の大きな特徴として、保護対象の拡充があげられる。これまで意匠法の保護対象は「物品」に限られ、不動産や個体以外のものなど「物品」でないものは保護されなかったが、本改正により、「物品」のデザインに加え、物品に該当しない建築物（店舗、ビル、橋）やクラウド上の画像デザインも保護対象とされ、建築物の内装も登録できるようになった。

具体的には、画像では、商品購入用の画像や時刻表示用画像、建築物では、博物館やホテル、内装では、店舗の内装や渡り廊下の内装などの登録が可能となった。

新たに保護対象となった意匠の出願状況については、多くの企業から高い関心が示されているとして、特許庁はサイトで「画像」「建築物」「内装」の意匠登録出願件数を公表した。

### ●新たな保護対象についての意匠登録出願件数●

画像	建築物	内装
239件	133件	98件

(令和2年7月1日時点で取得可能なもののみ)

詳細は特許庁「令和元年意匠法改正特設サイト」

[https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyuu\\_kaisei\\_2019.html](https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyuu_kaisei_2019.html)

# 04 特許庁が特許権を取得 AI用いた特許文献検索システム

## ■アドパス(ADPAS)■

特許庁は、AIを用いた独自の特許文献検索システムに関する特許権（特許第6691280号）を取得するとともに、商標についても出願したと発表した。

特許庁では、実験的にAI技術などを駆使し、言語および特許分類が異なる特許文献を、希望する言語や特許分類にて一括して検索し、管理できるシステム「アドパス(ADPAS)」を開発した。

特許文献のデータ構造は発行される国や地域によって、言語や形式なども異なるため、適切に検索できるような形に変換して蓄積することは、特許審査の質を保つために重要であるという。

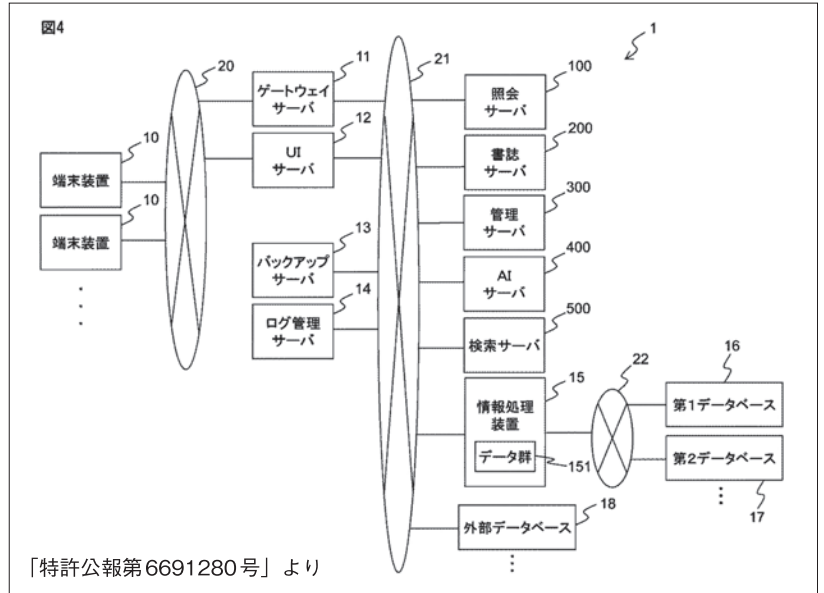
今後、このシステムを活用した特許審査を行うとしている。

### 【請求項 1】

複数の特許文献に関する情報を検索用データベースに登録するための管理システムであって、

所定期間に、自国の特許庁及び複数の他国の特許庁が有するデータベースからそれぞれ収集した、国毎にデータ形式が異なる複数の特許文献について、少なくとも文献番号を含み且つ特許文献を一意に識別可能なデータを含む形式情報と、少なくとも各特許文献の発明の内容を含む内容情報とが含まれるデータ群から、各特許文献について、前記形式情報を取得する第1サーバと、

複数の国の特許庁に出願又は登録された特許文献について、国毎にデータ形式が異なるデータを含む書誌情報が共通のデータ形式に変換されて記憶された外部データベースから、各特許文献について、文献番号と、



前記共通のデータ形式に変換された書誌情報とを取得する第2サーバと、

前記第1サーバが前記形式情報を取得した各特許文献について、前記形式情報に含まれる各データを、前記形式情報及び前記書誌情報の各データ項目が所定の順序で並べられた第1テーブルの対応する位置に格納し、当該各特許文献について前記第2サーバが書誌情報を取得している場合は、文献番号をキーとして、当該書誌情報に含まれる各データを前記第1テーブルの対応する位置に格納することにより、前記形式情報及び前記書誌情報を統合した第1統合情報を生成する第3サーバと、

前記データ群から、各特許文献について、文献番号と、前記内容情報とを取得し、前記発明の内容が所定言語で記載された特許文献については当該発明の内容に基づき、前記発

明の内容が前記所定言語で記載されていない特許文献については前記発明の内容が前記所定言語で記載された翻訳文に基づいて、学習モデルを用いて、各特許文献の分類情報を生成する第4サーバと、を有し、

前記第3サーバは、前記第1統合情報が完成した後に、前記第1サーバが前記形式情報を取得した特許文献について、文献番号をキーとして、前記第1統合情報に含まれる各データと、前記分類情報に含まれる各データとを、前記第1統合情報及び前記分類情報の各データ項目が所定の順序で並べられた第2テーブルの対応する位置に格納することにより、前記第1統合情報及び前記分類情報を統合した第2統合情報を生成し、前記生成した第2統合情報を検索用データベースに登録する、

ことを特徴とする管理システム。

# 03 知的財産推進計画 2020 が決定 ～新型コロナ後の「ニュー・ノーマル」 に向けた知財戦略～

政府の知的財産戦略本部は、「知的財産推進計画2020～新型コロナ後の「ニュー・ノーマル」に向けた知財戦略～」を決定した。

新型コロナ後のニュー・ノーマル（新たな日常）の下で「脱平均」、「融合」、「共感」及び「デジタル革新」を進めるために必要な政策の基本方針を示した。

推進計画では、新型コロナの感染拡大の影響で社会全体のデジタルトランスフォーメーションが加速していることから、新型コロナ後の「ニュー・ノーマル」においては、医療、教育、行政など、あ

らゆる分野でデジタルトランスフォーメーションを一気に進める好機だとしている。

また、現在、国内外の大学やグローバル企業等が新型コロナ対策に利用可能な特許を無償開放する動きが広がっている。オープンソースソフトウェアや特許の無償開放は、新型コロナ対策をはじめとする公益目的のため、知的財産に係る排他的独占権の行使を控え、

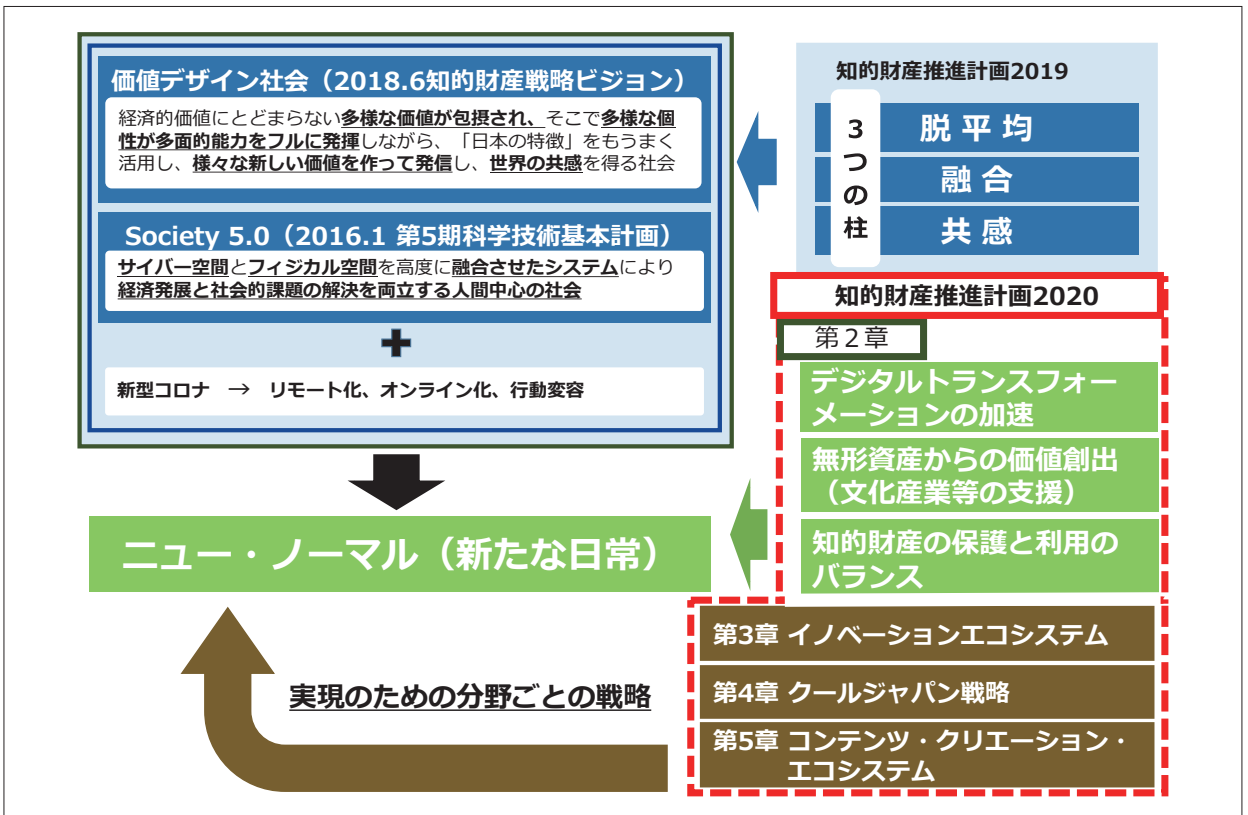
知的財産の利用促進を図る動きであると評価している。

オープンイノベーションや協働・共創は、価値デザイン社会を支える柱の一つである「融合」のための中核的な手法だとしている。こうした取り組みについては従来、我が国は世界の潮流に後れをとっていると指摘されてきたが、新型コロナ対策を契機として、社会実装が進むことが期待されるとしている。

◇知的財産推進計画2020（首相官邸HP）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20200527.pdf>

## ●これからの知財戦略と「知的財産推進計画2020」●



# 06 スタートアップの取引調査 約15%が知財で不利益な扱い

## ■公正取引委員会■

公正取引委員会は、スタートアップ企業と大企業の取引状況に関する実態調査の中間報告を公表した。

それによると、約15%のスタートアップ企業が、知的財産やノウハウをめぐり、「納得できない行為」を経験し、うち75%が今後の取引への影響を懸念して受け入れざるを得なかったとしている。

公取委のヒアリングでは、「自社の重要な資料（アルゴリズム含む）を取引先が他社に開示することがあった」「スタートアップ側だけが秘密情報を開示するなど、大企業だけに一方的に有利な条項があった」などの訴えがあり、大企業と不利な契約を強いられている実態が浮き彫りとなった。

大企業側が有利な立場を利用してスタートアップに不利益を与えれば独占禁止法の「優越的地位の濫用」にあたるおそれがあり、公取委は詳しく実態調査を進める方針。

### ●納得できない行為の具体的な内容●

<b>1：NDA（秘密保持）契約</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社の重要な資料（アルゴリズム含む）を取引先が他社に開示することがあった。</li> <li>・秘密保持期間が短い、スタートアップ側だけが秘密情報を開示するなど大企業だけに一方的に有利な条項があった。</li> </ul>
<b>2：PoC（技術検証）契約</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初契約していた範囲を超えて、追加の作業を求められ、実施したにもかかわらず、その追加の作業について、契約書が提示されず、最終的には対価も支払われなかった。</li> <li>・PoC後の契約の締結をほのめかされ、無償でPoCを行っていたにもかかわらず、その後の契約を結んでもらえなかった。</li> </ul>
<b>3：共同研究契約</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に自社のノウハウを用いて新たに生み出された発明等であっても、大企業に権利が帰属する条件になっている。</li> <li>・自社の技術が詰まった製品の製作を大企業に依頼したところ、その技術に関連する特許を無断で特許出願された。</li> </ul>
<b>4：ライセンス契約</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約時に製造や販売に関して、不利益を被るような独占契約を結ぶように、何度もしつこく迫られた。</li> <li>・ライセンスの無償提供を求められそうになっている。</li> </ul>

出典：スタートアップの取引慣行に関する実態調査 中間報告（公正取引委員会）

## 商標登録をみんなの“普段”に



商標登録のない「ブランド」はありません。

商標登録のない「独自性」はありません。

商標登録のない「信用信頼」はありません。

商標登録のない「ライセンス」はありません。

商標登録のない「国際化」はありません。





## 新橋界隈の絶品グルメ情報 (Vol.2)



代表弁理士 中島 拓

早くも2020年は後半に入りましたが、依然として新型コロナウイルスが世の中を混乱させています。新型コロナウイルスに感染された方々にお見舞い申し上げると共に、日々最前線で戦っておられる医療関係者の皆様に感謝と敬意を表します。一刻も早く、ワクチンや治療薬が人類全体に行き渡り、コロナ禍が去ることを願ってやみません。

さて、弊社が所在する新橋界隈には多くの飲食店がひしめき合っているのですが、新型コロナウイルスの影響は大きく、閉店してしまったお店もあるようです。そのような厳しい状況の中でも感染防止対策をしながら頑張っている店もありますので、絶品グルメ情報 Vol.2として幾つか紹介したいと思います。今の時期は、一人外食で静かに美味しい料理をいただくのが、お勧めです。

まず、駅前のニュー新橋ビル1Fにある「丹波屋」という立ち喰い蕎麦屋を紹介します。こちらの店は何といても春菊天そばが有名です。サクッと揚げた独創的な春菊天はさっぱりしていてヘルシー。鷹の爪の入ったスパイシーなタレとの相性も良く、飽きの来ない味に幾度となく足を運んでしまいます。同ビルのB1Fには、「おか田」もあります。こちらの店は牛カツ発祥の地とも言われており、行列の絶えない老舗有名店です。30秒で揚げるといふ牛カツは、サクとした衣と柔らかな牛レア肉がわさび醤油と絡み合いながら口の中で心地よく広がります。

また、ニュー新橋ビルから虎ノ門方面に徒歩5分くらいのところには「金ふじ」という割烹料理屋があります。ランチでよく利用させていただいております。こちらのお店は魚料理が美味しく、特にかつおのたたき定食がお勧めです。瑞々しいカツオのたたきと薬味ポン酢との相性が抜群で、あっという間に

完食してしまいます。卵かけご飯用にさりげなく添えられている生たまごも、ポイント高いです。

一方、ニュー新橋ビルの駅を挟んだ反対側には新橋駅前ビルがあります。こちらのビル内にも古くからの飲食店が所狭しと軒を連ねているのですが、その中に「七蔵」という稲庭うどんの名店があります。こちらの店はコロナ禍でも行列ができるほどの人気店で、女性客の比率が高いのも特徴です。つるつとした触感の細麺のうどんを、カツオ節、セロリ、鴨肉などをベースにした独特の濃厚漬けだれでいただきます。うどんファンでなくても納得の一杯になることでしょう。

ニュー新橋ビル及び新橋駅前ビルは、何れも1964年の東京オリンピック後に竣工し、これまで新橋の象徴ともいえる景観を形作ってきました。しかしながら、両ビルは奇しくも2020年東京オリンピックの後、新橋駅前の再開発により取り壊されて新たなビルへと生まれ変わるようです。再開発後、新橋の町並みはどのように変貌するのでしょうか？時の流れに哀愁を感じつつも、新世代の新橋グルメの到来をワクワクしながら待っている今日この頃です。



「金ふじ」 かつおのたたき定食

NEWS

NEWS

NEWS

NEWS

NEWS

Intellectual property to reinforce your businesses  
AXIS supports global business around intellectual property



アクシス国際特許業務法人  
AXIS Patent International

〒105-0004 東京都港区新橋2丁目6番2号 新橋アイマークビル8階  
Shimbashi i-mark Bldg. 8F, 6-2 Shimbashi 2-chome Minato-ku, Tokyo 105-0004 Japan  
Telephone : 03-6205-4122 Facsimile : 03-5501-9121 URL : <http://www.axispat.jp>